

〈論 説〉

詐害的会社分割における 残存債権者保護制度創設の意義と限界

池 野 千 白

1 はじめに

平成 26 年会社法改正により、詐害的会社分割及び詐害的事業譲渡における残存債権者を保護する制度が新設された¹。会社分割制度においては、その創設時から、何らかの意味での詐害的濫用の弊については警鐘がならされていた。例えば、従業員の追い出しのための利用の弊も懸念され、不完全な形ではあるが、労働法の分野において、特別法が制定されたのもその一例である²。あるいは、会社債権者との関係では、不採算部門を切り捨てるために、会社分割を行い、しかるべき時期に倒産させるというような弊も、また、逆に、優良部門だけを切り離し、不採算部門である本体を残して、これもまた、しかるべきに時期に倒産させるという弊もまた、然りである。

特に、後者の問題については、「残存債権者」³の保護に欠けるという問題が、最も顕著な弊として現象している。

¹ 改正会社法 759 条 4 項～7 項、761 条 4 項～7 項、764 条 4 項～7 項、766 条 4 項～7 項、23 条の 2、改正商法 18 条の 2。

² 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律。

³ 改正会社法 759 条 4 項かっこ書。

2 詐害的会社分割に対する会社法 22 条の類推適用

(1) 詐害的会社分割と詐害的事業譲渡

詐害的な会社分割による残存債権者が被る不利益の救済の方法の一つとして、最高裁が、会社法 22 条の類推適用を認めたことにより、確立された⁴。

会社分割が、実質的には、事業譲渡とその実質は異なるものではないことは、この最高裁判決が明瞭に述べていることから、明らかであるが、明らかであるからこそ、詐害的事業譲渡に対する会社法 22 条の果たしてきた役割を再確認することが重要である。

もっとも、会社法 22 条の趣旨については、多数説である外観法理説と、詐害責任説とが対立しており、最高裁は、多数説に与するものであるはあるが、その実質的な機能が、詐害的事業譲渡における残存債権者の不利益の救済にあるという点では、共通している。ただ、会社法 22 条が商号続用を客観的要件とし、また、主観的要件として詐害意思を問題としない制度であるから、それを条文上どう評価すべきなのかという問題を考える限り、会社法 22 条が果たすべき機能が実質的には詐害的事業譲渡における残存債権者の不利益の救済にあるとしても、立法論でない限り、外観法理としての意義を全く否定することはできないであろう。

(2) 会社法 22 条の基本的構造

本条 1 項は、事業譲渡が行われた際に、譲受人が譲渡人の商号を続用することを要件として、譲渡人の残存債権者に譲受人への不真正連帯責任の追及権を認めるものである。その趣旨は、最判を敷衍すれば⁵、「同一の営業主体による営業が継続しているものと信じたり、営業主体の変更があつたけれども譲受人により譲渡人の債務の引受けがされたと思はれたりすることは、無理からぬものというべきである。」ということになる。

⁴ 最判平成 20 年 6 月 10 日金融・商事判例 1302 号 46 頁。

⁵ 最判平成 16 年 2 月 20 日民集 58 卷 2 号 367 頁。

それは、まさしく、第一義的には、事業譲渡が行われていないという外観信頼者の保護にある。そして、第二義的には、このような外観信頼が生じていないときには、逆に、残存債権者の債務が譲受人に引きつがれているという誤解または信頼が生じることもやむを得ないことから、このような残存債権者の期待を保護すべきであるとするものである⁶。

そして、例外的責任であることから、法制度上の仕組みとして、当然に、免責事由の存在が必要となる。それが、本条2項に定められている。すなわち、免責登記または債務を引き継がないという通知である。一般に、外観法理は、その理論上、外観の存在を前提として、外観への与因、すなわち、帰責性と、外観への信頼を、要件の構造として有する。この点で、商号続用という要件は、外観の存在と外観への与因という二つの要件を構成するが、本条2項の免責事由は、外観への信頼という要件を構成していない。

もっとも、免責登記は、登記の積極的公示力との関係を考えれば、悪意擬制の効果として、外観への信頼の消極的要件と考えることもできるし、債務を引き継がないという通知も、悪意の創設という意義を与えることができるかもしれない。しかし、免責登記も個別通知もない場合には、残存債権者が悪意であっても、本条1項は適用できるのであり、この点のみを取り出せば、外観法理説の根柢を揺るがしかねないということになろう⁷。

本条の制度的意義を理解する前提として、かつ、その歴史的意義との関係で、事業譲渡における商号というものの位置づけを再確認する必要がある。

⁶ このように、ある意味では、一つの条文において、商号続用という要件の意義を、真逆に評価すること自体が、外観法理説に対する批判の一視点となるものでもあるが、しかし、そうだからと言って、商号続用という要件を掲げているという法制度の理解は崩れるものではない。

⁷ 本条よりも、より禁反言的な色彩が強いが、会社法23条も、同様に、譲受人の一定の行為を前提に、債務引受等の誤解を生じさせることにより、その信頼惹起に基づく責任を規定する。

個人商人等を、その適用範囲とする商法において、その点が明らかとなる。商法においては、商号統用責任を規定する商法 17 条、事業譲渡人の競業避止義務を規定する商法 16 条の前提として、商号譲渡に関する規定を置く。商法 15 条である。すなわち、商号の譲渡に関し、営業譲渡とともにする場合と、営業を廃止する場合にのみ、商号は譲渡できるものと規定している。このことから、営業の廃止は別として、商号は、営業譲渡と一体不可分なものと理解されている。それは、営業譲渡が単なる営業用財産の譲渡ではなく、営業活動の承継という要素を有するという、いわゆる二元説的理解が前提となって⁸、営業譲渡は、営業主体性の表示としての商号が当然に含まれているものであると理解されることになる。同一的営業主体性が維持されなければ、営業活動の承継ということが実現するはずはなく、商法 15 条から商法 17 条への連携は当然に予定されているものである。

しかし、個人商人等の商号は、商人の営業上の主体表示であるのに対して、会社の商号は、会社という人の名称であり⁹、商号規制の同一性を有していても、その基本的構造を本質的に異にする。また、具体的にも、会社間の事業譲渡において、商号も含めて譲渡されることはなく、それが現象するとすれば、それは、支配株式の買収という形で、具現化するものである¹⁰。

したがって、会社間の事業譲渡の場合には、そもそも、商号統用という要件が充足される場合は、例外的である。また、支配株式の買収という形式での実質的事業譲渡規制は、今回の会社法改正で、ようやく、緒についたばかりである¹¹。また、商法上の営業譲渡は、その規定の仕方が

⁸ 最判昭和 40 年 9 月 22 日民集 19 卷 6 号 1600 頁。

⁹ 会社法 6 条 1 項。

¹⁰ 改正会社法 467 条 1 項 2 号の 2。

¹¹ なぜ、このような実質的事業譲渡が、法規制の対象となることなく、放置されてきたのか、理解に苦しむ。株主総会の形骸化を前に、会社法 362 条 4 項 1 号へと放置されていたのであろうか。

ら考えて、一部の譲渡という概念はあまり想定されていないと考えられるし、一部という場合であっても、何種類も営業する場合の一種類全部の譲渡という理解がふさわしいと考えられる。

これに対して、会社の事業譲渡は、その多角経営性の進展により、重要な一部の事業譲渡として行われることが¹²、想定されやすいものである。そして、それが、まさに、会社分割法制への展開へと連なっていくものと理解してよいであろう。

(3) 会社法 22 条類推適用の必然性 — 屋号続用への類推適用 —

会社間の事業譲渡において、その法人の名称としての位置づけから、商法 15 条的規制の存在は考えられず、商号続用ということ自体が稀な現象と考えられる。そのことは、そのことにより、本条の類推適用の問題を不可避的に生じさせる。

この問題を下級審は、早くから解決してきた。例えば、譲渡会社の商号を譲受会社が屋号として続用した場合や、譲渡会社の屋号を譲受会社の商号とした場合について、類推適用を肯定してきた¹³。

そして、最高裁も、ついに、会員制ゴルフ場の事業譲渡に関し、屋号続用について、類推適用を肯定したのである¹⁴。当初この判例については、預託金会員制ゴルフ場における預託金会員の保護という消費者保護的例外として批評する識者もいたが、そのような限定的な理解は、その後の判例の動向により否定される。なお、この判例は、類推適用にあたり、「ゴルフクラブの名称がゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられている場合」という商号続用要件が果たすべき役割を、きちんと屋号続用について、外観法理的に整理しているのである。

¹² 会社法 467 条 1 項 2 号。

¹³ 詳細については、拙稿・「企業外観法理と商法 26 条」中京法学 37 巻 3・4 合併号 51 頁。

¹⁴ 前掲注 5。

（4）会社法 22 条類推適用の必然性

—— 事業譲渡以外への類推適用 ——

類推適用による残存債権者の保護については、もう一つの類推適用について、理解する必要がある。すなわち、事業譲渡以外の行為への類推適用である。

下級審判例により、屋号続用による事業譲渡に対する類推適用が展開され始めると、それに対応するように、実質的には、事業譲渡でありながら、事業譲渡契約以外の契約類型を用いて¹⁵、この類推適用を回避する実務が動き出した。おそらく、そのようなスキームを、コンサルタントや企業法務弁護士が指南するものと思われるが、哀しい実務である。

このような動向に対しても、下級審判例は、事業賃貸借に対する類推適用や経営委任に対する類推適用を肯定していくことになる¹⁶。もっとも、これらの脱法的スキームは、ゴルフ場そのものを事業用財産として譲渡し、いわゆる二元説を逆説的に利用して、回避しようとしたものであり、極めて稚拙なスキームとも評価できる。

これに対して、最高裁も、組織法上の行為への類推適用を早くから肯定している。現物出資に対する類推適用である。敷衍すれば、「営業の現物出資を受けて設立された会社が、現物出資をした者の商号を続用する場合に関する規定ではないが、営業を譲渡の目的とする場合と営業を現物出資の目的とする場合とでは、その法律的性質を異にするとはいえ、その目的たる営業の意味するところは全く同一に解されるだけでなく、いずれも法律行為による営業の移転である点においては同じ範疇に属する」¹⁷と論じている。この論旨は、その後の会社分割に対する類推適用の判旨を予告的に彷彿とさせるものである。

法的性質論的には、出資という組織法上の行為に対して、営業の移転という経済的機能の同一性に着目して、類推適用を肯定している。もっ

¹⁵ 会社法 467 条 1 項 4 号参照。

¹⁶ 前掲注 13。

¹⁷ 最判昭和 47 年 3 月 2 日民集 26 卷 2 号 183 頁。

とも、譲渡会社にとっては、実質的に事業譲渡と異なることはなく、ただ、設立される会社にとって出資として法的性質が与えられるに過ぎないのである。このことは、正に、新設分割における法的構造と同一であったと振り返ることができる。

そして、この考え方は、会社分割における最判へと明確に引きつがるのである。ここも敷衍すれば、「会社分割に伴いゴルフ場の事業が他の会社又は設立会社に承継される場合、法律行為によって事業の全部又は一部が別の権利義務の主体に承継されるという点においては、事業の譲渡と異なるところはなく」¹⁸と明快に論じている。

3 詐害的会社分割に対する詐害行為取消権の適用

(1) 詐害的事業譲渡における残存債権者保護規定の新設

詐害的事業譲渡における残存債権者保護のための詐害行為取消権の規定が、会社法改正により新設された¹⁹。もっとも、詐害的会社分割における残存債権者のための同様な規定が誕生することがなければ、事業譲渡において、このような規定の創設を論じる者はいなかったであろう。なぜなら、詐害的事業譲渡において、詐害行為取消権の適用自体を阻むものは存在しないからである。なぜなら、事業譲渡は、全部譲渡の場合においても、その法的性質として取引上の行為として位置づけられるものであるから、法的性質のレベルで適用を問題視されることはあり得ないからである。もっとも、適用される場合の効果の問題として、事業譲渡における特定の財産移転行為を取り消して、個別的取消の効果を認めるのか、事業譲渡全体に対して詐害行為取消権の効果を認めながら、あくまでも、弁済責任という相対的效果で処理すべきか、という問題は、個別取引を原則的前提とする詐害行為取消制度の問題として論じる必要が

¹⁸ 前掲注4。なお、この判例は、もちろん、会社分割への類推適用にとどまらず、重ねて、屋号統用の類推適用もしている。この判例の位置づけについては、拙稿・「会社分割により事業を承継した会社の名称統用責任」ジュリスト1376号125頁。

¹⁹ 会社法23条の2、商法18条の2。

ある。

少なくとも、改正会社法は、この点において、詐害的事業譲渡において、民法上の詐害行為取消権の適用ではなく、相対的効果、すなわち価格賠償のみを認める制度として、その処理方法の一つを企業法的に採用したという点で、評価できよう。

（2）詐害的会社分割における詐害行為取消権の適用

会社法の創設により、会社分割制度が法整備された時点で、立法担当者の言によれば、旧商法通り、債権者保護手続の対象には、残存債権者を含まないとしている²⁰。このように、会社法創設時においても、濫用的、詐害的会社分割の弊が叫ばれていたにもかかわらず、何ら、検討しようとする姿勢さえ見せていない。

しかし、残存債権者の保護については、全く言及していなかったわけではない。「民法の原則通り、詐害行為取消権により保護されるべきこととなるものと解される。」として、詐害行為取消権の適用を予定している。

これに対して、一部の識者からは、会社分割が組織法上の行為として位置づけられたことから、取引法的性質を有する詐害行為取消権の適用を疑問視する声も上がっていた。

このような立法的動向に対して、最高裁は、明確に回答を出した。すなわち、詐害行為取消権の適用を、立法担当者のように単に当然のように適用を認めるのではなく、丁寧な論証の上に、肯定したのである。

すなわち、ここでも、敷衍すれば、「このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべき

²⁰ 相澤哲・編『立法担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務 295号 202頁。

である。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社はその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができるかと解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。²¹⁾

²¹⁾ 最判平成24年10月12日民集66巻10号3311頁。

もちろん、この最高裁判決が下されるまでには、下級審による奮闘があったことも評価されるべきである。特に、例えば、このような弊害に対する認識は、下級審裁判官に共通なものと言えよう。すなわち、「債務超過にある株式会社（新設分割会社）が、新設分割によって不利益を受ける債権者を全く無視して、一方的に、新設分割によって任意に選択した優良資産や一部債務を新設分割設立会社に承継させ、新設分割会社はその対価の交付を受けるものの、その対価等を考慮したとしても、新設分割によって承継されない新設分割会社の債務の債権者（以下「新設分割会社の残存債権者」という。）が害されるという事案も少なからず存することは当裁判所に顕著である。」²²しかし、下級審では、相対的に弁済責任を認めるものを中心ではあったが²³、例外的なものとして、会社分割における移転した不動産を個別に取り戻すという効果を認めるものも現れていた²⁴。

（3）詐害的会社分割における残存債権者保護制度

会社法改正により、残存債権者保護制度が創設された²⁵。創設されたというよりも、詐害行為取消権を相対的に会社分割法制に取り込んだと評するべきであろう。

立法担当者の解説を待つまでもなく、裁判官が吐露したように、弊は顕著であり、残存債権者の保護は急務であったのである。消極的に考えれば、一部の下級審のように不動産の取り戻しを認めるようなこと自体は、実質的に会社分割そのものを無に帰す効果が生じることにもなりか

²² 東京地判平成22年5月27日金融・商事判例1345号26頁。

²³ 例えば、同上。

²⁴ 大阪地判平成21年8月26日金融・商事判例1402号25頁。

²⁵ 会社法759条4項・5項、761条4項・5項、764条4項・5項、766条4項・5項。立法形式の問題ではあるが、これほど重要な規定を、なぜ、分割の効力規定の中に埋没させるように条文化したのかということが不思議でならない。このような残存債権者保護の規定は、債権者異議制度と同質のものであり、表題部を付けて、個別条文として立法化すべきであったと考える。

ねないので、制度防衛的に²⁶、価格賠償に限定する相対的效果の制度に押しとどめたとも理解できる。

しかし、このような制度が登場したとしても、その制度の基本である「任意に=恣意的に、資産や債務を選択できる」という根本的制度的欠陥とも言える弊害は全く解消されないのである。事業の部分的・包括的分割というような「まやかし」の組織法的概念は、存在しないということをはっきりと認識すべきである²⁷。

なお、この制度の創設により、民法上の詐害行為取消権の適用が排されるものではないと考えるべきであるが²⁸、先の最高裁の論証の仕方からすれば、排される可能性が最高裁的にはないとは言えない。

4 詐害的会社分割と法人格否認の法理

詐害的会社分割、特に、詐害的新設分割は、まさに、濫用的な、抜keletalな会社設立であり、法人格否認の法理の適用が見られた濫用事例に極めて類似する²⁹。この判例では、会社設立に関して、「株式会社が会社法の規定に準拠して比較的容易に設立されうることに乗じ、取引の相手方からの債務履行請求手続を誤らせ、時間と費用とを浪費させる手段として、旧会社の事業財産をそのまま流用し、商号、代表取締役、事業目的、従業員などが旧会社のそれと同一の新会社を設立したような場合には、形式的には新会社の設立登記がなされていても、新旧両会社の実質は前後同一であり、新会社の設立は旧会社の債務の免脱を目的となされた会社制度の濫用であって、このような場合、会社は、取引の相手方に対し、信義則上、新旧両会社が別人格であることを主張できず、

²⁶ 坂本三郎・他「平成26年改正会社法の解説 [IX・完]」商事法務2049号23頁。

²⁷ 例えば、会社分割は、民事再生等の手続内のみで認めるとか、総債権者異議制度等を要件とする等の仕組みが必要である。残存債権者に対しても、正面から、債権者異議手続による保護を与えるべきである。

²⁸ 前掲注26・26頁、阿部泰久・『立法経緯から読む会社法改正』[新日本法規、2014年]183頁。

²⁹ 最判昭和48年10月26日民集27巻9号1240頁。

相手方は新旧両会社のいずれに対しても右債務についてその責任を追及することができるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和四三年（オ）第八七七号同四四年二月二七日第一小法廷判決・民集二三巻二号五一頁参照）。

本件における前記認定事実を右の説示に照らして考えると、上告人は、昭和四二年十一月一七日前記のような目的、経緯のもとに設立され、形式上は旧会社と別異の株式会社の形態をとつてはいるけれども、新旧両会社は商号のみならずその実質が前後同一であり、新会社の設立は、被上告人に対する旧会社の債務の免脱を目的としてなされた会社制度の濫用であるというべきであるから、上告人は、取引の相手方である被上告人に対し、信義則上、上告人が旧会社と別異の法人格であることを主張しえない」との論旨は、正に、詐害的新設分割に当てはまるものである。

しかし、一般に、法人格否認法理は、本判旨からも分かるように一般条項的性格を有する最後の手段であるとして³⁰、まず、個別的規定による解決を優先すべきとされ、その適用は、回避される傾向がある。

したがって、方法論的には、まず、客観的要件が中心である会社法 22 条の類推適用により追及が検討され、屋号続用等の要件を欠く場合に、詐害行為取消権の適用が検討されることになる。そして、正に、「最後の手段」としての法人格否認の法理の適用が検討されることになる。

特に、新設分割では、当然に、分割会社は、新設会社の完全親会社であり、支配要件は問題ないことから、濫用要件という主観的要件の問題となる。もっとも、詐害的新設分割に法人格否認の法理を適用した下級審では³¹、「法人格否認の法理は、詐害行為取消権とはその要件及び効果を異にするものであって、詐害行為取消権が行使できない場合でなければ、法人格否認の法理が適用できないこともない。」として、必ずしも、最後の手段としては位置づけていない。そして、「債権者のうち原告に対

³⁰ 江頭憲治郎・『株式会社法（第5版）』〔有斐閣、2014年〕43頁。

³¹ 福岡地判平成23年2月17日金融・商事判例1364号31頁。

する債務支払を恣意的に免れることを意図して、会社分割制度を形式的に利用あるいは濫用して再建スキームを実行したといわざるをえず、違法または不当な目的を有していた(目的要件)というべきである。」として、詐害的新設分割について、法人格否認の法理の適用により、残存債権者が新設会社に対し請求できるものとした。

5 結びに代えて

詐害的事業譲渡は、かつては、破産手続等の否認の行使として現象してきたが、それは、詐害的新設分割でも、同様である³²。

あたかも、取引法上の行為である事業譲渡ではないから、会社分割では、残存債権者を安易に切り捨てるスキームが横行したことによる。

このような企業法務動向に対して、下級審は、会社法 22 条を類推適用し、詐害行為取消権を適用し、さらには、法人格否認の法理の適用も認め、詐害的会社分割に対して、許されざるスキームであることを、警鐘してきた。

先の裁判官の吐露を確認したい。すなわち、『会社法施行後の近時の倒産実務において、債務超過にある株式会社(新設分割会社)が、新設分割によって不利益を受ける債権者らと十分協議した上、新設分割によって新設分割設立会社に対して優良資産や一部債務を承継させて会社再建を図るとともに、上記の協議に基づいてその対価の交付を受けた新設分割会社を清算するという会社再建手法が多く用いられている。他方で、債務超過にある株式会社(新設分割会社)が、新設分割によって不利益を受ける債権者を全く無視して、一方的に、新設分割によって任意に選択した優良資産や一部債務を新設分割設立会社に承継させ、新設分割会社はその対価の交付を受けるものの、その対価等を考慮したとしても、新設分割によって承継されない新設分割会社の債務の債権者(以下「新

³² 例えば、福岡地判平成 21 年 11 月 27 日金融法務事情 1911 号 84 頁、福岡地判平成 22 年 9 月 30 日金融法務事情 1911 号 71 頁。

設分割会社の残存債権者」という。)が害されるという事案も少なからず存することは当裁判所に顕著である。』³³

善意的に解釈すれば、会社分割制度の創設者は、この判旨の前半部分を想定したのかもしれない。悪意的に解すれば、後者を目論んだのかもしれない。いずれにしても、前半の目的を達するために、必ずしも、会社分割制度は、無くてはならないものなのであろうか。このような企業再生であれば、会社分割を用いないスキームはいくらでもある。弊多き制度を用いてまで、このスキームを利用すべきではない。

会社分割制度は、残存債権者の新設会社への請求権を認める制度でお茶を濁すのではなく、債権者異議制度をすべての債権者に拡大することにより、そのあるべき姿を初めて手に入れることができると考えられる。すなわち、吸収合併における存続会社の債権者や、吸収分割における承継会社の債権者と同様に、分割会社のすべての債権者に対して、債権者異議手続を認めるべきなのである。そのことにより、残存債権者という言葉自体を不要とするものである。

それこそが、「新設分割によって不利益を受ける債権者らと十分協議した上、新設分割によって新設分割設立会社に対して優良資産や一部債務を承継させて会社再建を図る」制度となりうるのである³⁴。

³³ 前掲注 22。

³⁴ 本稿は、札幌学院法学・法学部開設 30 周年記念号である札幌学院法学 31 巻第 2 号に末席を与えられたものである。筆者は、札幌学院大学法学部開設時に 5 年間助教授として席をいただき、ゼロから学部を作るという楽しい試みを、多くの者たちと共にした。その者たちも、今は、その多くが他大学に移ってはいるが、その戦友としての思いを、私は未だ抱き続けている。また、素敵な学生たちとも出会った。そこで手に入れたものは、私の礎となり、今も宝物である。このような執筆の機会を与えてくれた現在の担い手の方々に感謝申し上げたい。